

新たに

保育所等を利用される方へ

～子ども・子育て支援新制度のご案内～



子どもたちの未来のために!!

すべての子どもたちが笑顔で成長できるよう、保育所や幼稚園をはじめ、地域の子育てなどを支援する『子ども・子育て支援新制度』が、平成27年4月からはじまりました。

子ども・子育て支援新制度では、
こんな取組みを進めていきます!

1. 保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします。
2. 幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。
3. 保育所と幼稚園のいいところをひとつにした「認定こども園」の普及を図ります。
4. 子どもが減ってきている地域の子育てもしっかり応援します。

子どもを預ける施設について

1 ページ

保育所・幼稚園の利用手続きについて

3 ページ

保育料(利用者負担)について

7 ページ

地域の子育て支援について

9 ページ

Q&A

11 ページ



子どもを預ける施設について

新制度では

保育所・幼稚園に加えて、〔認定こども園〕や〔地域型保育〕等により子育て家庭の支援を図ります。



認可保育所 0~5さい

保育が必要な子どもを預ける施設

利用できる保護者

就労などの理由により、日中家庭で保育ができない保護者

利用手続き

➡5~6ページをご覧ください。

- 就労などの理由により、日中保育ができない保護者に代わって保育を行う児童福祉施設です。
- 市内には公立保育所と市の認可を受けた民間の保育所があり、認可保育所は全て新制度に移行した施設です。

幼稚園 3~5さい

幼児期の教育を行う施設

利用できる保護者

満3歳児以上の未就学児の保護者

利用手続き

➡5~6ページをご覧ください。

- 小学校以降の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校教育施設です。
- 市内には私立幼稚園があり、新制度に移行するか今までの制度で継続するかは各幼稚園で選択します。

認可外 保育施設

- 未就学の子どもを預けるところで、認可保育所ではない施設です。
- 市の認可を受けて新制度へ移行する施設と認可外保育施設として継続する施設があります。

利用手続き

各施設へ直接お申し込みください。

認定こども園 0～5さい

どんな? 施設

教育と保育を一体的に行い、 地域の子育て支援を行う施設

- 幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持つ施設です。
- 保育所部分は2号認定又は3号認定を受けて市町村で利用を決定します。幼稚園部分は、保護者の就労状況に関わらず、1号認定を受けて利用できます。
- 平成27年4月1日現在、郡山市に認定こども園はありません。

利用手続き

保育所部分利用の場合は認可保育所と同様です。
幼稚園部分利用の場合は幼稚園と同様です。

地域型保育 0～2さい

どんな? 施設

保育が必要な 0～2歳の子どもを預ける施設

- 保育所よりも少人数で満2歳児までを預かります。
- 以下の4つのタイプがあり、市で認可した事業は、認可保育所と一緒に入所案内等でお知らせします。

利用手続き

認可保育所と同様の手続きの流れになります。

◆ 小規模保育事業(定員6～19人)

少人数を対象に、多様なスペースを活用して保育を行います。

◆ 事業所内保育事業

会社の保育施設などで、従業員のお子さんと地域のお子さんを対象に保育を行います。

◆ 家庭的保育事業(定員5人以下)

5人以下のお子さんを対象に家庭的な雰囲気保育を行います。

◆ 居宅訪問型保育事業

病気などで個別ケアが必要なお子さんの自宅で1対1で保育を行います。

郡山市内にはどんな施設があるの?

郡山市内には公立保育所や民間認可保育所、私立幼稚園、認可外保育施設、小規模保育事業等があります。

くわしくはウェブサイトなどをご覧ください。





保育所や幼稚園などの利用手続きについて

新制度でのポイント

- 1 保護者は、『利用のための認定』を受けることになります。
- 2 保育を希望する場合、就労時間に応じて利用時間が区分されます。
- 3 新制度の施設の保育料（利用者負担額）は、所得に応じて決定します。

利用のための認定とは？

保育や教育のニーズを把握し、子育て支援の場を整備していくために、保護者に認定を受けていただきます。

認定の手続きについては、保育所と幼稚園で異なりますので、5～6ページをご覧ください。

認定区分

利用希望の施設や子どもの年齢等に応じて、市が次の3つの区分に認定を行います。

区分	年齢	利用先
1号認定	満3歳以上	幼稚園等での幼児教育を希望の場合
2号認定		『保育の必要性』があり、保育所や地域型保育等での保育を希望の場合
3号認定	満3歳未満	

幼稚園

5歳



1号認定

保育所

3歳

0歳



2号認定



3号認定

支給認定証

認定を受けた保護者の方には、『子ども・子育て支給認定証』を送付いたします。施設や市で求めた際に提示していただき、支給認定の有効期間の範囲内で施設を利用することとなりますので、大切に保管してください。

こんな場合はご連絡を

- 支給認定証の内容（保護者の認定事由や住所等）に変更が生じた場合
- 有効期限が切れた後も保育を必要とする場合などは手続きが必要です。こども育成課へお問い合わせください。

第4号様式（第5条関係）

子ども・子育て支給認定証			
支給認定番号		1111111111	
保護者	住所	郡山市朝日一丁目23番7号	
	フリガナ	コヤマ アサカ	
	氏名	郡山 あさか	
児童	生年月日		
	フリガナ	コヤマ ガクト	
	氏名	郡山	がくと
生年月日		性別	男
支給認定区分		2号認定子ども	
認定事由		求職活動	
保育必要量		保育標準時間	
認定期間		平成27年4月1日から平成27年6月30日まで	
交付年月日		平成27年2月27日	
郡山市長			



保育の必要性とは？

以下の点を考慮して、市で保育の必要性を認定します。

①保育を必要とする事由

※保護者が、次のいずれかに該当することが必要です。

- 就労
- 求職活動
- 就学（職業訓練校含む）
- 妊娠・出産
- 保護者の疾病・障害
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 虐待やDVのおそれがある場合
- 育児休業中に、既に保育を利用している子どもの継続利用の場合

②保育の必要量

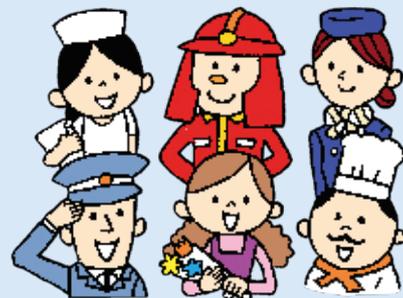
保護者の就労時間により、利用時間が「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

a 保育標準時間 フルタイム就労の利用時間（最長11時間）

b 保育短時間 パートタイム就労の利用時間（最長8時間）

※「保育短時間」利用が可能となる就労時間の下限は、1月当たり52時間です。

※パートタイム就労の時間帯やシフト勤務などにより、保育短時間利用時間帯内で送迎が困難な場合は、保育標準時間を希望することができます。



③優先利用への該当の有無

ひとり親家庭など、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。

《保育の利用時間例》



延長保育

利用時間を超えて延長保育を行っている施設もあります。こども育成課又は各施設にお問い合わせください。

利用手続きの流れ

公立保育所、認可保育

1

保育の必要性の認定申請

- 保護者の方は、入所申込と同時に又は入所申込前に、保育の必要性の認定申請手続きを行います。

2

入所申込

- 郡山市こども育成課又は第一希望の施設へお申込みください。

3

保育の必要性の認定、支給認定証の交付

- 市が保育の必要性を認定し、保護者へ認定証を交付します。

支給認定の申請では、証明書類（勤務先での就労証明書等）が必要となります。申請書類はこども育成課又は各施設で配布しています。

4月の入所受付については、例年11月頃の広報でお知らせします。

年度の途中で申込の際は、こども育成課又は第一希望の施設へお問い合わせください。

利用手続きの流れ

新制度に移行した幼

1

幼稚園へ入園申込み

- 保護者は各幼稚園へ直接申込みします。

2

幼稚園を通して認定申請

- 保護者は、幼稚園経由で支給認定の申請手続きを行います。

3

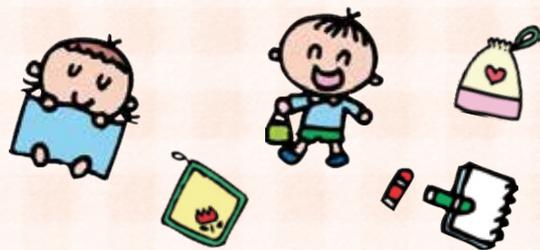
支給認定証の交付

- 市で認定後、幼稚園を通して保護者へ認定証を交付します。

幼稚園は、満3歳から入園可能です。申込に必要な書類などは各幼稚園へお問い合わせください。



所、地域型保育等



4

入所の利用調整

- 保護者の希望や保育所等の状況等により、市が利用施設を決定します。
- 利用調整後、各保護者へ通知書を送付します。

5

児童の入所

- 利用時間
保護者の就労時間により、利用時間が「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。
- 保育料
所得に応じた保育料を負担していただきます。

世帯状況や保護者の就労状況などが変わった場合には、届出が必要です。利用施設へご連絡ください。

稚園

4

園児の入園

- 利用時間
平日昼過ぎまでの通常通園又は各園で夕方までの預かり保育を実施します。
- 保育料
保護者の所得に応じた保育料を負担していただきます。



新制度に移行する幼稚園とは？

幼稚園の場合、新制度へ移行するかこれまでの制度で継続するかは、各幼稚園で選択します。移行する園とこれまでの園では、保育料の決定方法など変わる点もあれば、入園方法など変わらない点もあります。

入園申込の方法

新制度へ移行した幼稚園もこれまでの制度で継続する幼稚園も、どちらも施設に直接申込みをし、園と入園の契約をします。

保育料

新制度へ移行した幼稚園の保育料は、保護者の所得に応じて市町村が決定します。

これまでの制度で継続する幼稚園は、各園で設定した保育料を保護者が負担し、保護者の所得に応じて就園奨励費補助を受けることができます。

利用時間

どちらも平日昼過ぎまでの通常通園時間で、各園で夕方までの預かり保育を実施します。

支給認定

新制度に移行する園は、幼稚園を通して支給認定の申請を行います。これまでの制度で継続する幼稚園を利用する場合は、支給認定を受ける必要はありません。



保育料(利用者負担額)について

世帯の所得に応じて保育料(利用者負担額)を決定

父母の市民税所得割額を合算して階層区分を決定します。

市民税所得割額の算定では、住宅借入金等特別控除額、寄付金税額控除額、配当・外国税額控除額などの適用はありません。また、父母の収入の状況により、同居の祖父母等の市民税所得割額も合算して決定する場合があります。

8月分までは前年度、9月分からは当該年度の市民税所得割額で算定

9月分以降は算定の基となる市民税の課税年度が変更となります。

平成27年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成26年度の市民税で算定					平成27年度の市民税で算定						
平成25年中の所得					平成26年中の所得						

保育料の軽減

次の範囲内で2人目以降の子どもは保育料が軽減となります。また、市独自に軽減を行い、保護者の負担軽減を図っています。

認可保育所、地域型保育等の多子世帯軽減

小学校就学前の範囲内で、兄弟が認可保育所や幼稚園等を利用している場合

- 2人目の入所児童は保育料半額
- 3人目以降の入所児童は保育料無料



新制度に移行した幼稚園の多子世帯軽減

年少から小学校3学年までの範囲内で、兄弟が小学校、認可保育所や幼稚園等を利用している場合

- 2人目の園児は保育料半額
- 3人目以降の園児は保育料無料



その他 郡山市独自の軽減措置(平成27年度)

年齢要件や所得制限等があります。くわしくはこども育成課へお問い合わせください。

● 第一子保育料無料化・軽減

対象者	世帯の市町村民税	軽減内容
● 世帯の第一子 ● 保護者(扶養義務者)に市税等の滞納がない方	所得割額48,600円未満	保育料は無料
	所得割額97,000円未満	月額5,000円軽減

● 18歳未満の兄弟がいる3歳未満児の第三子軽減

第2階層から第9階層までの世帯	2分の1の額に軽減
第10階層から第18階層までの世帯	4分の3の額に軽減

保育料(利用者負担額)表(平成27年度)

認可保育所、小規模保育事業等

階 層 区 分		月 額					
		3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯、里親の世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2	市町村民税非課税世帯	7,000円	6,800円	5,000円	4,900円	5,000円	4,900円
	市町村民税非課税世帯のひとり親世帯等	0円	0円	0円	0円	0円	0円
3	均等割のみ課税世帯	11,000円	10,800円	8,000円	7,800円	8,000円	7,800円
	均等割のみ課税世帯のひとり親世帯等	10,000円	9,800円	7,000円	6,800円	7,000円	6,800円
4	所得割額38,000円未満	15,000円	14,700円	12,000円	11,700円	12,000円	11,700円
	所得割額38,000円未満のひとり親世帯等	14,000円	13,700円	11,000円	10,700円	11,000円	10,700円
5	所得割額48,600円未満	18,000円	17,600円	15,000円	14,700円	15,000円	14,700円
	所得割額48,600円未満のひとり親世帯等	17,000円	16,600円	14,000円	13,700円	14,000円	13,700円
6	所得割額58,500円未満	21,000円	20,600円	18,000円	17,600円	18,000円	17,600円
7	所得割額71,000円未満	23,000円	22,600円	20,000円	19,600円	20,000円	19,600円
8	所得割額84,000円未満	25,000円	24,500円	22,000円	21,600円	22,000円	21,600円
9	所得割額97,000円未満	27,000円	26,500円	24,000円	23,500円	24,000円	23,500円
10	所得割額115,000円未満	31,000円	30,400円	28,000円	27,500円	27,000円	26,500円
11	所得割額133,000円未満	34,000円	33,400円	30,000円	29,400円		
12	所得割額151,000円未満	38,000円	37,300円	33,000円	32,400円		
13	所得割額169,000円未満	42,000円	41,200円				
14	所得割額192,000円未満	46,000円	45,200円				
15	所得割額231,000円未満	48,000円	47,100円				
16	所得割額301,000円未満	50,000円	49,100円				
17	所得割額397,000円未満	60,000円	58,900円				
18	所得割額397,000円以上	70,000円	68,800円				

※4月1日現在の年齢により年齢区分を決定します。

新制度に移行した幼稚園

階 層 区 分		月 額
1	生活保護世帯	0円
2	市町村民税非課税世帯(均等割のみ課税世帯含む)	0円
3	所得割額77,100円以下	9,000円
	所得割額77,100円以下のひとり親世帯等	8,000円
4	所得割額211,200円以下	13,000円
5	所得割額211,201円以上	18,000円

※年齢の区分はありません。

※預かり保育料は含まれない額です。

- 公立も私立も保育料は同額です。
- 保育料の支払先
 - ・ 認可保育所 郡山市
 - ・ 認可保育所以外 利用施設
- 各施設によりバス代、行事代などの実費徴収がかかることがあります。
- 世帯状況が変わった場合、市町村民税の申告(修正申告)をした場合などは保育料が変わることがありますので、こども育成課又は利用施設へご連絡ください。



地域の子育て支援について

地域子育て支援拠点、利用者支援

【担当課】こども支援課・こども育成課

●地域の身近なところで、気軽に親子の交流や、子育て相談ができる場所です。

●地域の子育てに関する情報の発信や子育てイベントなどを実施しています。

郡山市の地域子育て支援拠点施設

- ・ニコニコこども館
- ・東部地域子育て支援センター
- ・西部地域子育て支援センター
- ・南部地域子育て支援センター
- ・北部地域子育て支援センター

●ニコニコこども館、地域子育て支援センター、各認可保育所及びこども育成課窓口には、子育てに関する相談を受け付ける『保育コンシェルジュ』を配置しています。

★保育コンシェルジュ…保育や子育てに関する相談員

一時預かり

【担当課】こども支援課・こども育成課

●急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、一時的に就学前のお子さんを預かります。

利用希望の場合は、各施設へ直接お問い合わせください。

郡山市で実施している施設

- | | | |
|--------------|------------|-------------|
| ・ニコニコこども館 | ・柴宮保育所 | ・大成保育所 |
| ・大槻保育所 | ・久保田保育所 | ・郡山婦人会幼児保育所 |
| ・あさひがおか保育園 | ・八山田保育園 | |
| ・はなさと保育園大町分園 | ・笑風にこここ保育園 | |

放課後児童クラブ

【担当課】こども未来課

- 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の遊び及び生活の場を確保し、健全な育成を図ります。
- 職員の資格や施設・設備などについて新たな基準により質の向上を図っていきます。
- 小学校6年生までを対象として、利用児童の増加を図っていきます。

※入会希望者が各クラブの定員を超える場合には、入会できない場合があります。(低学年を優先します。)

小学校35校及び希望が丘児童センターの計36箇所で開所しています。(くわしくは、市ウェブサイトをご参照ください。)

新制度では

すべてのお子さんと子育て家庭のために、地域の様々な子育て支援を充実していきます。



病児・病後児保育

【担当課】こども育成課

- 病気中や病気の回復期のお子さんを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院などに付設されたスペースで一時的に預かります。

利用希望の場合は、各施設へ直接お問い合わせください。



郡山市で実施している施設

- ・ 菊池医院「らびっと」
- ・ チルドレンクリニック「ピパ」
- ・ いいもり子ども医院「もりのこ」
- ・ わんぱくさいとうこども医院「かくれんぼ」

こんにちは赤ちゃん訪問

【担当課】こども支援課

- お子様の健やかな成長を願うとともに、産後のお母さんたちへの支援をさせていただくため、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施しています。

訪問時期：生後約4か月頃まで

費用：無料

訪問者：看護師等（訪問担当者より事前に電話連絡をいたします。）

訪問内容：子育てに役立つ情報の紹介や子育てに関する不安や悩みをお聞きします。

訪問時間：約15分程度

ファミリーサポートセンター

【担当課】こども支援課

- ファミリーサポートとは「子どもを預かってほしい方」と「子どもを預かることができる方」がそれぞれ会員となり、お互いに信頼関係を築きながら子どもを預けたり預かったりする活動です。地域の中で、みんなの手で子育て支援の輪を広げていきます。

● 相互援助活動内容

- ・ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かること。
- ・ 買い物等外出時、子どもを預かること。
- ・ 保育終了後や学校の放課後、学童保育終了後、子どもを預かること。
- ・ 保育施設や学校、学童保育までの送迎を行うこと。
- ・ 子どもの習い事等の場合の援助。

Q & A

子どもを預ける 施設について



Q1

小規模保育事業を利用する場合、子どもが3歳になったらどうすればよいのですか？

A

小規模保育事業は、3歳になった年度末まで利用することができます。小規模保育事業の卒園後、認可保育所を利用希望の場合は4月入所申込時に申込を、幼稚園を利用希望の場合は直接園へ申込をしていただくようになります。保護者の希望を考慮して、卒園後の円滑な施設利用を図っていきます。

Q2

- ①子どもを預けている施設が認可保育所になる場合、どんな手続きが必要ですか？
- ②子どもを預けている幼稚園が新制度になる場合、どんな手続きが必要ですか？
- ③保育料はどうなりますか？

A

- ①保護者の就労証明書など保育の必要性を確認する書類を添付して支給認定の申請や施設利用の申請をする必要があります。
- ②幼稚園を通して支給認定の申請をする必要があります。（幼稚園利用の場合は就労証明書等は不要です。）
- ③保護者の所得に応じて、市が保育料を決定します。また、多子世帯等で軽減の要件に該当する場合には、保育料の軽減を受けることができます。

Q3

保護者が働いている場合でも、子どもが幼稚園に通うことは可能ですか？

A

可能です。保護者が働いている場合でも、1号認定を受け、夕方までの預かり保育を利用することができます。



支給認定、利用時間について



Q4

パートタイムで就労している場合は、保育短時間利用となるのですか？

A

パートタイム就労であっても、勤務時間帯やシフト勤務などにより、施設の保育短時間利用の時間帯内で送迎が困難な場合は、保育標準時間で利用することができます。勤務時間等により保育標準時間を希望する場合は、支給認定の申請時にお申し出ください。

Q5

仕事などの都合で、保育標準時間や短時間の利用時間帯を超えることになってしまう場合は、延長保育を利用することはできますか？

A

- ①保育標準時間で利用の場合、延長保育を行っている認可保育所や小規模保育事業等では、事前に手続きをして1歳以上の子どもの延長保育を利用することができます。
- ②保育短時間で利用の場合、1歳未満児も保育標準時間帯内で延長保育を利用することは可能です。くわしくは各施設へお問い合わせください。

Q6

2号認定や3号認定の認定事由によって保育所等の利用期間に違いはありますか？

A

認定事由により支給認定の有効期間が異なり、その期間内で保育所等を利用することとなります。有効期間後も引き続き保育を必要とする場合には保育の必要性を確認する手続きが必要となりますので、こども育成課又は入所施設へお問い合わせください。

認定理由		支給認定有効期間	
2号認定	就 労	退職まで雇用の場合、小学校就学前まで	
		雇用期間の定めがある場合、雇用期間の翌月まで	
	妊娠・出産	出産予定日の2か月前から出産後2か月前まで	
	疾病・負傷・障がい	病気が回復するまで	※支給認定の有効期間を6か月として、現況確認により利用期間を延長
	介護・看護	病人が回復するまで	
	災害復旧	災害の復旧に要する期間	
	求職活動	3か月まで	
就学・職業訓練	保護者の卒業又は修了予定日の属する月まで		
3号認定	支給認定有効期間の取扱いは2号認定と同じ ※支給認定の上限は、 満3歳になる誕生日の前々日 です。認定事由が有効であれば、満3歳前に市から新しい支給認定証を送付します。		

保育料について



Q7

保育所を利用の場合、年度途中で3歳や4歳になったら保育料の年齢区分は変わりますか？

A

4月1日現在の年齢で保育料の年齢を区分しますので、年度途中で3歳や4歳になっても年度内は保育料表の年齢区分は同じです。

Q8

多子世帯で2人目の保育料が半額となるのは、どのようなケースですか？

A

◆認可保育所、地域型保育(小規模保育事業等)、認定こども園の保育所部分◆
小学校就学前の範囲内で、兄弟が認可保育所や幼稚園等を利用している場合

◆新制度に移行した幼稚園、認定こども園の幼稚園部分◆

年少から小学校3学年までの範囲内で、兄弟が小学校、認可保育所や幼稚園等を利用している場合

Q9

新制度に移行しない幼稚園や認可外保育施設に対する保育料の補助等は、どんなものがありますか？

A

第一子に対する補助や多子世帯に対する補助があります。所得要件などがありますので、くわしくはこども育成課へお問合せください。

私立幼稚園（新制度に移行しない幼稚園）	認可外保育施設
<ul style="list-style-type: none"> ●幼稚園就園奨励費補助金 <ul style="list-style-type: none"> ・入園料及び保育料を対象に補助金交付 	<ul style="list-style-type: none"> ●多子世帯軽減補助金 <ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満の順で3人目以降の3歳未満児世帯へ補助金交付 ・月額10,000円又は保育料の半額を補助
<ul style="list-style-type: none"> ●第一子保育料無料化・軽減事業補助金 <ul style="list-style-type: none"> ・入園料及び保育料から幼稚園就園奨励費補助金を差し引いた額を対象に補助 ・市民税所得割額48,600円未満の世帯 月額18,000円限度に補助 ・市民税所得割額97,000円未満の世帯 月額5,000円限度に補助 	<ul style="list-style-type: none"> ●第一子保育料無料化・軽減事業補助金 <ul style="list-style-type: none"> ・保育料を対象に補助 ・市民税所得割額48,600円未満の世帯 月額27,000円限度に補助 ・市民税所得割額97,000円未満の世帯 月額5,000円限度に補助

市独自の軽減・補助

地域の子育て支援について



Q10

一時預かりを利用するためには、支給認定などが必要となりますか？

A

一時預かりを利用するために支給認定を受ける必要はありません。保護者の冠婚葬祭や短期の就労など、子育て家庭のさまざまなニーズに合わせて利用することができます。

ただし、1月で利用できる日数や施設での空き状況がありますので、利用される施設へご確認ください。

Q11

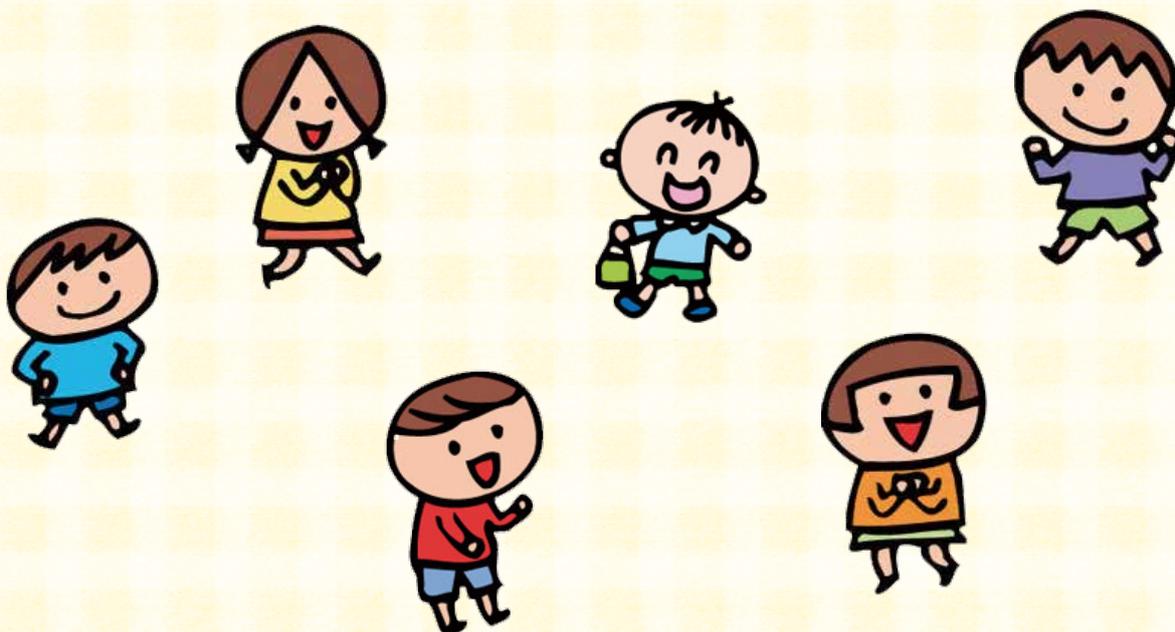
地域子育て支援センターとは、どのような施設ですか？

A

ニコニコこども館のサテライト施設として、主に子育て中の保護者の方々の交流の場、子ども同士の遊びの場としてご利用いただく施設です。

●利用案内●

- 育児相談…地域子育て支援センターの職員が、電話や面接などで子育てに関する相談に応じます。
- 子育てサロン…乳幼児を持つ親と子ども同士の交流の場を提供します。
- 育児に関する情報提供…子育て事業案内や各種イベント等の情報を提供します。





問 合 わ せ 先

- ◇子ども・子育て支援新制度全般に関すること
- ◇放課後児童クラブに関すること

こども未来課 ☎024-924-3801

- ◇地域の子育て支援等に関すること

こども支援課 ☎024-924-2581

- ◇保育所・幼稚園等子どもを預ける施設に関すること

こども育成課 ☎024-924-3541

- ◆子ども・子育て支援新制度について詳しい内容を知りたい方は
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shienseido/index.html>（内閣府）
上記ウェブサイトへアクセスしてください。

内閣府 子ども・子育て支援新制度 検索

子ども・子育て支援新制度周知用パンフレット

平成27年11月発行

発行：郡山市こども部

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号

紙へリサイクル可



環境にやさしい植物油
インキを使用しています。